２０１７年　８月２９日

広島大学長
越智　光夫 殿

広島大学教職員組合
執行委員長　坂元　国望

団体交渉開催の申入れ

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。
さて、以下の項目について、団体交渉の開催を申し入れます。

記

１．労働協約の締結

次の労働協約を結ぶことを求めます。

①附属学校園間の人事交流については、毎年１０月末までに、その方針等を文書によって附属学校園所属の全組合員に説明する。

②人事交流による学校園間異動該当組合員には、異動予定の前年度の１２月末までに事前に説明をし、承諾を得る。

③②による学校園間異動該当組合員の異動先については、2月中に公表する。

④以上の手順が踏まれない場合は、翌年度の附属学校園間の人事異動は行わない。

２．過年度附属学校園間異動に関する説明及び原状回復の要求

平成 29 年 6 月 21 日付け貴回答に関して、過年度（2016 年度、2017 年度）の附属学校園間異動によって配置換となった組合員の配置換期間及び研修となった組合員の研修期間を明らかにし、それが当該組合員の意に反する場合は原状に復帰させること。

以上の２点につき、速やかに団体交渉を開催するよう求めます。